

野々市市監査公表第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、野々市市長から定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 17 日

野々市市監査委員 小 松 靖 典
野々市市監査委員 大 東 和 美

- 1 定期監査の実施年月日 令和 3 年 2 月 3 日（水）
- 2 定期監査の結果報告書の提出年月日 令和 3 年 3 月 2 日（火）
- 3 措置通知があった年月日 令和 3 年 3 月 15 日（月）
- 4 措置を講じた部局 教育文化部生涯学習課
- 5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（意見）	措置の内容
広報 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、学びの杜ののいち カレードの P R も兼ねて財源の確保に努力いただきたい。	これまでにご寄附をいただいた企業や、主に近隣の、日頃より取引のある企業へのご案内を継続します。加えて、新たな寄附者を募るため、内閣府のホームページや民間の寄附募集サイトも活用し、全国の企業に向けて広く当市のプロジェクトを紹介し、ご寄附を呼びかけます。